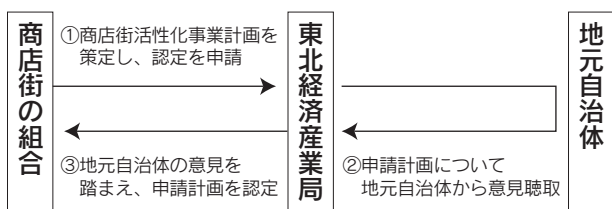


地域商店街活性化法が成立！

去る7月8日、「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（通称：地域商店街活性化法）」が成立しました。同法は、地域住民に役立ち、地域の魅力を発信する「商店街ならではの取り組みを支援することで商店街を活性化することを目的としており、補助金や税制、人材育成など総合的な支援を行います。

今回は、その概要についてご紹介します。

商店街活性化事業計画の認定の流れ



※ 同法では、商店街の組合（商店街振興組合・事業協同組合）が、地域住民のニーズに応じて実施する商店街活性化の取り組み（商店街活性化事業計画）を、東北経済産業局で認定の上、支援を行います。なお、商店街活性化事業計画の募集開始時期については今後公表されます。

支援対象となる商店街活性化の取り組み例

- ・ 宅配、買い物サポート、地域イベント、ブランド開発
- ・ 地域交流施設、子育て支援施設、産直店舗、植物工場
- ・ 共同店舗、新規起業者向けチャレンジショップ
- ・ アーケード、広場、街路整備

主な支援措置

○認定事業に対する支援

- ①認定事業に対する中小商業活力向上補助金（※）の補助率を引き上げ。（1/2 → 2/3）
- ②認定事業を行う商店街等に土地を譲渡した者に対する、1500万円を上限とした譲渡所得の特別控除。
- ③小規模企業者等設備導入資金助成法の特例により、認定事業を行う小規模企業者に対し、設備資金貸付（無利子）の貸付割合を引き上げ（1/2以内 → 2/3以内）。

- ④中小企業信用保険法の特例による、保険限度額の拡大（2倍）、填補率の引き上げ（70% → 80%）、保険料率の引き下げ（3%以内 → 2%以内）。

※ 中小商業活力向上補助金

ソーラーパネル付アーケード、省エネ型街路灯、防犯カメラなどの整備、空き店舗を活用したコミュニティ施設の運営、電子マネーやポイントカードの導入、イベントの実施など、商店街が社会課題に対応する各種の取り組みを補助します。

- 補助率 国 1/2（地域商店街活性化法の認定を取得した場合は 2/3）

○対象補助事業

支援対象となるのは、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、以下のいずれかに対応した事業です。

- ①少子高齢化
- ②安全・安心（災害復旧含む）
- ③低炭素社会構築・環境・リサイクル
- ④創業・ベンチャー
- ⑤地域資源・農商工連携
- ⑥生産性向上（集客力向上、IT化、物流効率化等）

○人材育成

新たに設立された(株)全国商店街支援センター（☎03-6228-3061）が行う人材育成、ノウハウ提供等の事業を支援します。

○有用情報の収集・発信

事例集作成などを通じて商店街活性化に取り組む商店街にとって有用な情報を収集し、全国に発信します。

◆お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせにつきましては、本会商業振興課（☎018-863-8701）又は東北経済産業局 商業・流通サービス産業課（☎022-221-4914）までお願い致します。